

プラトンの教育国家論 (二)

Doctrine of Plato's Educational State (2)

今 井 直 重

- (←) 国民教育の意義
- (⇐) 国家の教育的意義
- (⇒) 民主主義教育の反省

(←) 国民教育の意義

プラトンの国民教育についてのべられているところは、国民が若し統治者の地位に就けばいかにすれば正しく国民を統治することができるか、また被治者の地位にある国民はいかにすれば正しく服従することができるかということを知ることでできる十分な能力のある市民になるように、子供のうちから、そのような徳性を育成することが意図されねばならないことである^①。これに対して当時ソフィスト達のやっていた教育のように、ひたすら富(πλοῦτος)や権力(δύναμις)を取得することを目的とし、全く知恵(σοφία)や正義の伴わない教育は野卑(ἀγοραῖος)なるものであって、教育(παιδεία)の名に値しない、単なる世渡り(βιοτεύειν)のための訓練(Τροφή)に過ぎない^②。

それ故に教育は、国家にとってまた統治者(ἄρχων)たる立法者(νομοθέτης)にとって、最も大切なることからである。教育が正しく行われるならば法の本質たる正義の行きわたった、また国民の人格のすみずみまで正義の浸透した、ロゴス的な社会をもたらすことができるのである^③。

教育は商業や技術の準備として役立つことよりも、国民精神の作興や人道的な人格形成のために必要欠くべからざるものと考えられる^④。

しかし、善良なる市民たる徳を身につけるための人格の訓練が教育の目的で

あるということはプラトンのみならず、一般にギリシアの人々の考え方であつた。^⑤

これに対して、ソフィストはプラトンよりも卑近な意味に解して、自ら徳の先生であることを自負していた。ソフィストの徳とは社会的には立身出世する術、個人的には富裕になる術であった。これらのことはプラトンにとっては善良なる市民になることとは全く無関係のことである。プラトンは、ギリシア精神 ('Ελλην ψυχή) の心髄ともいうべき伝統的正統の教育精神を説いたのである。教育の目的は人間性を最大限度に発現するように、その精神と人格の可能性 (δύναμις) を、即ち子供のうちにある資質を開発・発展せしめることであると考へた。それがために若者の教育は国家最大の責任であり、任務であると考へられたのである。教育はすべての人間のよき性能を啓発することであつて、当時スパルタやクレタ等において行われていたような、教育をはじめ、すべての国家機構が戦争において勝利を確保するための目的に奉仕していたのとは全く異なるものである。^⑥

国法は正義の実現を目指す神の聖なる配慮の賜であるから、立法者は立法の目的をよく理解し、決して国民を訓練して戦争において勝利を得ることのみをめざすような方向に捧げられてはならない。蕃勇と粗暴を誇示して、敢て残虐行為をも辞せずに行う斗争は、市民の勇氣 (ἀνδρεία) と称する徳とは全く異なるものであつて、アテネ人の考え方によれば、それは底知れぬ愚なるもので、無思慮な暴力 (χείρωμα ἄσκεπτα) である。暴動 (στάσις) は国家の静謐 (εὐδία) に対する脅威 (ἀπειλή) である。真の勇氣はギリシア伝統の徳であるが、それは節制 (σωφροσύνη) と知恵 (σοφία) と正義 (δικαιοσύνη) に連なるものである。^⑦

プラトンが考へていたのは、スパルタ的な戦争 (πόλεμος) とその勝利 (κράτος) に対する訓練よりも、人格の陶冶 (εὐανδρεία) 深遠なる (βαθύς) 思慮 (φρόνησις) の徳を育成することであつた。かかる人間性の本質にかかわる徳を教育するということは一般に行われているような単なる忠告 (συμβουλή) や説明 (ῥημεία) や原理の証明 (σημείον) ではなく、ソクラテスが実践 (πρᾶξις) したような長い修練によって行得するように導びくこと、すなわち

習熟 (ἐγκρατής) によって徳を身につけるようにしむけることである。かかる習熟の効果はスパルタ的訓練のうちにも看取することができるのであるが、かかる徳性が若者の本質的な内的性向 (λίπτομαι) の表現となるように習性づけることが教育において最も大切なことである。^⑧

それ故に、真によく教育された者は真に愛すべきもの、一正しい立法家の定めたとところのもの—を愛し、真に憎むべきところのもの—一正しい立法家の禁止するところのもの—を憎むようにならねばならないのである。^⑨

教育は決して人間を型にはめるような術 (τέχνη) ではない。教育は人間の可能性を理想の姿に各人の魂を高揚せしめる導びきであり、指図である。教育は行為のわざであって、各人の魂に正しい行為を、強制ではなく、衷心より納得して、行わざるを得ないように指導することである。教育は人間の魂を導びく業 (ψυχαγωγία) である。^⑩ 教育は正しい法によって若者の魂を誘導し指導すること (ὀλκή τε καὶ ἀγωγή) であるとのべている。^⑪

前にものべたように、プラトンは、教育をスパルタ的な訓練という狭い意味よりも広く解して、παιδεία を子供 (παῖδος) との関連において、特に子供の心情的傾向に関連して、その正しい方向への訓練の意味に用いたのであった。後には更に広く解して国民全体を正しい市民として、国家の意図するところに適合するように訓練することをも意味するに至ったのである。例えば、国民の融和と国家の平静のためには合唱 (χορός) や舞踏 (χορεία) の教育を幼児の頃よりはじめることを説いている。^⑫

合唱や舞踏はそれによって、子供がミューズ (Μοῦσα) やアポロ (Ἀπόλλων) の神々の神秘力 (μυστήρια) に触れることができるために行われたのであった。人は祭り (συνεορτασταί) や踊り (συνχορευταί) において、神々と仲間 (συνήθης) となることができるのであるから、これらの催しは単にお祭り騒ぎの解放感を得るだけのものではなく、隠微なる神の靈感 (ἐπίπνοια) に触れることによって精神的な生気取得の機会が与えられると考えた。特に子供の時代においては生気を発生させ、同一国民としての共同親愛感を誘発するものである。^⑬ こういう教育方法によって幼時より正しく歌い、正しく踊る方法を学んだ人 (ᾄδειν τε καὶ ὀρχεῖσθαι δυνατὸς καλῶς) が教育された人 (ὁ καλῶς

πεπαιδευμένος) であるということができる。幼時よりかかる行事において訓練¹⁶されていない人は無教育な人 (ἀπαιδευτος) である。かかる行事による教育は、個人的な好悪によるものではなく、国民的共同意識の誘発を目指すものとして必要なることである。国民各人の音楽や舞踊の素養は婚姻、祝宴、祭礼等の公開の席において、参列者が順次に披露させられ、また体育と同じように、競演会が催され、その優勝者は非常な名誉とされた。¹⁷

絃奏楽、合唱、舞踊、宙返り等の芸能にすぐれている者はギリシアの市民としての高い教養の持主であるとされた。ギリシアの英雄は音楽を好み、歌をうたい、リラ (κιθάρα) を奏でた。ホメロスの英雄パトロクルス (Patroclus) も夢中になって仲間と歌を興じている。¹⁸ またオデッセウス (Odysseus) も王宮で催された舞踏会において若者達のリズムカルな足運び (εὐρυθμος) や身こなし (σχημάτιον) や絃楽詩人デモドクス (Demodocus) の歌に歓喜 (ἀγάλλειν)¹⁹ している。

古代ギリシアにおいては、歌をうたい、リラを奏することは、すべてのアテネ人の教育の重要な部分であった。²⁰ アリストファネス (Aristophnes. 357~180BC.) もよき市民の教育・訓練として音楽と舞踏と豎琴の修練が必要欠くことのできないものとしてのべている。²¹ 音楽や舞踏の愛好はギリシア民族の最も自然な民族精神の発露であった。コーレイア (χορεία) の二つの部分である音楽と舞踏は人間性の深底 (βάθος)²² に根をおろしているのである。²³

原初的な動物は彼等の仲間と声をたてて、躍んだり跳ねたりして喜んでいゝる。原始的な声²⁴が整序されて旋律 (ρυθμός) となり、原初的な跳躍が秩序づけられて舞踏となった。リズムに調和 (ἀρμονία) が加わって歌 (μέλη) となり、ダンスのリズムが整序されて舞踏 (σχήματα)²⁵ となったのである。

すべての動物のうちで種々の音声 (φωνή) や動作 (κίνησις) において秩序 (τάξις) と無秩序 (ἀταξία) の感覚を有するものは人間のみである。それゆゑに、音楽と舞踏を楽しむことのできるものは人間のみである。この楽しみこそは神の賜 (δῶρον)²⁶ というべきものである。

かかる賜を人間に与えたアポロ (Ἀπόλλων) とミューズ (Μοῦσα) の神は教育の創始者 (δημιουργός)²⁷ であるということができる。これらのものは人々に

道徳的訓練を与えるものであるからである。歌や踊りの動作は、人々の魂を純化し、善美ならしめる。いかに踊り、いかに歌うかということを知ることは、それらの熟達した演技者になることではなく、人格と行為において善美になることである。人格の善美なる人はかかることに喜びを感じずるものである。これが教育ある人の態度であり、たしなみ (τίθημι) である。²⁷ すべて芸術の与える喜びは、教育のない大衆 (πολλοί) の喜びではなく、善人に対して与える喜びである。しかし、教育のない大衆も教育のある善人の喜びを感じるように教育するのが歌と踊りであって、人間的な喜怒哀楽の情緒 (πάθος) もこれらのものによって訓練されることができるのである。²⁸ 子供は彼等が喜ぶように習慣づけられたことに対して喜びを感じ、憎むように習慣づけられたことに対して憎しみを感じる。²⁹ 同様のことが大人についてもいわれるのである。かくて、これらのものによって人間の道義的性格が育成されるのである。³⁰

ギリシア人にとっては、歌も踊りも全身全霊からほとぼしり出る律動的な動きであって、単なる部分的な声や運動ではなかった。たとえ部分的な動作は消えても、全体からくる調子・姿勢、すなわち喜びの表情、悲しみの様子が美しく表現されるのである。それらがやがてギリシア文化の粋を表わす絵画や彫刻となって具現されるに至ったのである。³¹

人間の生活のいかなる部面においても、リズムと調和がなければならない。あらゆる人間の社会において、人がリズムと調和のある行動をするということは、精神的貴族たるべきものの生活態度でなければならない。かかるものはまた人間の感情や思想や人格をも表現するものであるからである。³²

- ① Politeia, 643e.
- ② ibid, 644a.
- ③ ibid, 659e.
- ④ Sophistes, 229d. Philebos, 55d.

プラトンは παιδεία を διασκαλία と比較して論じている διδασκαλία は不幸福を避けて幸福につくための備品として身を飾るものであるとしている。

- ⑤ Protagoras, 326c. すべてのギリシア人は彼等の子女を所定の教育訓練所において徳を教育せねばならないと述べている。

プラトンの教育国家論(二) (今井)

⑥ Aristoteles, *Politica*, 1324. b. 8.

⑦ *Nomoi*, 628c~630d.

⑧ *Ibid*, 642cd.

古代のアテネ人は教育を人格錬成の根本問題として考え、またその実効をあげたのである。それ故に彼等はよく教育され、徳を身につけていたので、他の国民と比較にならないほど有徳であった。彼等は強制的でなく (*ἀνάγκης*)、技巧的でなく (*οὐ τι πλαστοῦς*)、全く自発的に (*αὐτοφύως*) に純粋に (*ἀληθῶς*) 善良であった。

⑨ *Ibid*, 653c, 659d.

⑩ *Ibid*, 666b, 671c.

⑪ *Phaedrus*, 261a.

⑫ *Nomoi*, 659d. *ἀγωγή* という語はプラトンの当時にはスパルタの訓練の意義に用いられていた。しかしプラトンは *ἀγωγή* を *παιδεία* と同じ意味に用いているのである。(Nomoi 645a, 659d, 673a, 819a. *Politeia*, 604b) アリストテレスも、ニコマケイア倫理学において *ἀγωγή* をプラトンと同じ意味に用いている。(Aristoteles, *Nic. Eth.*, 1179. b. 31, 1215. a. 32, *Politica*, 1292. b. 14, 16.) またタレンツムのアルキタス Archytas も同じ意味に用いている。*ὑπερ παιδῶν ἀγωγῆς* (Diels-Kranz, I. 439. 24)

⑬ *Ibid*, 653b.

⑭ *Ibid*, 631de, 653cd.

⑮ *Ibid*, 654a.

⑯ *Ibid*, 654b.

⑰ *Ibid*, 618c~619c.

⑱ *Iliad*. IX, 186~191.

⑲ *Odyss*. VIII, 256ff.

⑳ *Protagoras*, 326a~c.

㉑ *Aristophanes*, *Frogs*, 729.

㉒ *Theaetetus*, 183e. *Euthydemus*, 277d.

㉓ *Nomoi*, 654e.

このことについて、最も原初的な人間性は音楽と舞蹈のうちに発露されることを説き、これが教育の一つの原理であることをのべている。

②4 Ibid, 665a.

τῆ τῆς κινήσεως τάξει.

②5 Ibid, 672e.

リズムとハーモニーについては Nomoi 664e~665a においてのべられている。また教育における音楽と舞踏の重要性についてはアリストテレスの詩学(ποιητική)のうちに説かれている。(Aristoteles, Poietikē, 1448. b. 20ff)

②6 Ibid, 654a.

②7 Ibid, 654cd.

②8 Ibid, 653b, 656b.

②9 Ibid, 802c~d.

③0 Ibid, 655a. 665b, 668b.

③1 Protagoras, 326b. Symposion, 187cd.

リズム(ῥυθμός)とハーモニー(ἁρμονία)を正しく社会生活に用いることが教育(παιδεία)の一つの目的である。

③2 Nomoi, 655a~d. Aristoteles Poietikē. 1447. a. 26.

(二) 国家の教育的意義

アテネにおいては市民が彼等の義務を果すために高度の教育訓練を必要とした。国家生活において、各自の役割を果すためにいかなる教育がその者に最も適合するかということが根本問題としてとりあげられた。アテネの法はすべて市民をして、国家において善良なる市民となり、その職責を十全に果すように教育することを目的とした。法はすべて人間を育成するためのものであるから教育法でなければならなかったし、国家そのものが市民の人格の完成をめざす教育国家でなければならなかった^①のである。

法はすべて人間の完成をめざす人道法であって、それは自然に(φύσις)、人間の本性に由来するものであり、人間のロゴス(λόγος)に根ざすもので(κατὰ νόμον τῆς φύσεως)ある。

それは人間の恣意(αὐθάδεια)によってつくられるべきものではなくロゴスの要請(ἀπολόγημα)として、自然の理法(ἀνάγκη τῆς φύσεως)によってつく

られる永久に滅することのない法 (*ἀθάνατος νόμος*) である。^②

それ故にプラトンがアテネ国家において市民に対して要求したのは、一般的には、医学 (*ἰατρική*) や工学 (*μηχανή*) のような必要ではあるが、特殊な事柄 (*διάφορα μάθημα*) ではなく、国家において善良なる市民となり、国家にとって、それぞれの分野において、その徳 (*πολιτικὴ ἀρετή*) を行うのにすぐれた人になることであった。^③

これについてナトルプも社会的条件によって人間性を陶冶することは、やがて理性的意思をもった人間が、人間の社会生活の陶冶条件となるといっている。理性的意思をもった家庭、理性的意思をもった学校、理性的意思をもった社会・国家があってはじめて、人はかかる社会的条件のうちにおいて、その意思が次第に理性的意思にまで高められることができるのである。^④

理想的な社会環境をつくって、そのうちにおいて国民を教育するということは理想主義的な社会教育法であって、決して国家主義というようなものではなく、更に高次な人道主義による人間開発をめざす教育理念に基づくものである。これこそプラトンの国家観に通ずるものである。国家はすべて教育国家であらねばならないのである。^⑤

また国家の発展ということは国家の道徳的発展ということである。^⑥ 国家の品質の問題は道徳的であるか否かにかかっている。それ故に、国家の最大の配慮は国民の教育的条件を完全ならしめることでなければならない。^⑦ 国家は人間の教育のためにつくられた組織体である。国家において、はじめて完全な人間性 (*φιλανθρωπία*) が陶冶訓練されることができるのである。教育とは人間を教師によって、また各自が自己修練することによって、自己をよりよくするだけではなく、社会全体をよくするための教育であり、国家全体をよくするための教育である。国家のうちにおいて、国民の各人がそれぞれ自己の分前 (*μέρος*) を分担することによって、その徳を身につけ、人間生活の意義 (*βούλησις*) と価値 (*ἄξιος*) が自覚され、発揮されることができるのである。^⑧ これがプラトンの教育論の中核をなすものである。

生まれたときから人は社会のうちにある。そして人間社会から由来する様々な性格即ち家族的性格・友愛的性格・職能的性格・文化的性格・国家的性格を

身につけるようになる。すべての社会のよきものは教育によって人間に受け継がれてゆく。人は社会精神によって教育され、よき人格が訓練され育成される。国家の機能(ἔργον)は国民を導いて善良で正しい人間に教育することである。国家のすべての機構(διαίθεσις)は人間教育の理想を実現することをめざしている^⑨のである。国家の統治者は国民を道義的基礎(τῶν πραγμάτων ἀρχαί)に適合するように教育せねばならないが、更に国民自らが進んで自律的に(ἐγκρατής)道義的基礎を身につけるように教育することが必要である^⑩。

国家は最高の理念たる人格であって、それは諸種の人格の統一者である。国家は人間精神の発展が目指すところの理念を有する団体(Genossenschaft)である^⑪。

プラトンにおいては個人主義的・自由主義的な国家観は排除され、権威国家が主張される。権威国家の本質は国民を自信をもって人道的・人格的に育成する能力である。ヘーゲルのいうごとく国家は民族精神の具体的な姿(Konkrete gestalt)、その組織的全体^⑫(Organische Gänze)・倫理的全体^⑬(Sittliche Gänze)・現存する倫理的生命^⑭(das vorhandene, wirkliche Leben)・倫理的理念の現実体(die Wirklichkeit der sittlichen Idee)・自覚的な倫理の実体^⑮(selbstbewusste, sittliche Substanz)・倫理的民族的契機(ethisches, völkisches Moment)を内含する。国家は民族精神を内容とする具体的な存在である。そして民族精神の客観的な姿は国家の法的な組織である。民族精神は自らを法的に組織化することによって国家を形成する^⑰。人間はただ国家のうちにおいてのみ理性的存在者として形成されることができるのである。ここに国家存在の教育的意義がある。国家における国民教育の目指すところは、国民個人が単なる主観的な存在にとどまることなく、倫理的・人道的・客観的な存在にまで高められることである。各人は国家において自己に人間として非本質的な要素を捨てて、本質的な要素を求めることができるのである。この本質的な要素とは人間のロゴスに根ざす普遍的・客観的・理性的な意思^⑱であって、それがまた国法として実定化されるのである。法を通して国家は国民を教育し、普遍的客観的なロゴスが国民各人の本質として自覚されるようになるのである^⑲。

かくのごとく国家は倫理的全体 (Sittliche Gänze) であり、ロゴスの具体的形態 (Konkrete Gestalt) として把握されねばならない。国家の倫理的本性は、その国民の本質的・普遍的・ロゴスの契機をそれ自体のうちに内含するからである。国家は決して、いかなる意味においても手段と考えられてはならない。国家はどこまでも国民精神のめざす窮極的目的を表現するものでなければならない。国家はかかる意味において、国民の教育の場として、否更に広く人類をロゴスの・人道的に形成する使命を有する世界史的な目的的存在として考えられねばならない。国家は自国の利益のためとか、自国の国民のためとかいうような次元の低い自己目的々な存在ではなく、もっと高次な、正義人道という世界精神の唯一の実現者として、世界史的に自己自身をも形成してゆく理念を荷っているものである。²¹

国民各自は世界精神発展段階の一つの場を担当し、全体の使命の一部を遂行しているのである。²² この崇高なる使命を完遂する限りにおいて、国民各自は世界精神発展の道ゆきにおいて、世界史的意味における最高・絶対の使命を荷っているのである。²³ 各人は国民の一人として、国家的使命を有するのみならず、更に高次な、それぞれの国民的使命を止揚する世界史的使命の担当者たることを自覚せしめるところに国家の国民教育の本質が存在する。国家は国民に教育の目的であるところのイデア (ιδέα) を諦観するに至るまで訓練せねばならないのである。イデアは、それ自体として (αὐτὸ καθ' αὐτό) 自己目的的であり、主体的であり、国民をイデア的に形成するという面において形成的である。国民は教育により、イデアを見ることによって、自己をイデア的に形成することができるのである。イデアは教育により、訓練を通じて、叡知的直接的に自覚され、自己の本質として実現される。個人はイデアを見ることによって個人を超越することができる。教育は国民各人に、教育者の助力によって、イデア的に各人を形成するのである。人間を教育するということは、かくのごときことをいうのである。かくのごとくに教育によってイデアを諦観することのできる人間によって文化は生み出されるのである。それ故に、文化の根柢には国家があり、国家の教育がある。国家の教育は文化の形成者である。国家は各国民の主観的狀態をイデア的狀態に止揚することのできる総合止揚態であると

②⑤
 いうことができる。

かくして各人はイデア実現者としての意義を国家において自覚され、それによって特殊な個人 (die erhaltenden Individuen) としての立場をはなれて世界史的な使命を荷う立場 (weltgeschichtlichen Individuen) に止揚されることができるのである。②⑥
 かくして個人は国民・民族が遂行すべき事行に参与し、それぞれの立場において、その担当するところの義務を果すことによつて、道徳性を実現することができるのである。個人は国家の一員として、民族精神の荷い手となり、世界精神の実現者となることができるのである。②⑦
 世界精神は個人の個別性や民族の有限性をのり越えて、更に創造発展の理念を旨として進んでゆくのである。②⑧
 以上においてのべた教育観において、プラトンとヘーゲルと相通ずるものが看取されるのである。かかる考え方は、今日において、自由主義国家においては充分果されていないが、社会主義国家においては、教育の完全なる国家管理によって実行されている。

ソヴィエットの考えると、教育は僅かな学校における時間に任せられ、大部分の時間は家庭において放任されている。家族は教育的には無力であり、且つ種々雑多で統一がなく、子女に対し、はっきりとした理念をかかげた統一的な教育的要求が実現されないのである。現在若者の上に働く教育の力は、まことに区々であつて、統制された力は弱く、人間をその理念に向つて陶冶訓練してゆく力に欠けている。若者は種々の力によってひき裂かされた状態におかれ、教育アナキー (Anarchie) の様相を呈している。ソヴィエットにおける教育の国家統制と全日教育、全面的寄宿制度の実現は、教育の重要性に鑑み、高次な理念を實踐するものとして注目されねばならない。②⑨
 教育によって人間及び社会全体を新しく再生させることができるのである。教育は人間の精神を高め、同胞や人類に対する責任のあるあり方をなさしめるものであるということができ。③⑩

個人としての人間が自らの能力を最高度まで発展せしめると必ず普遍的存在、普遍的人間 (全体的人間) (homo universalis) の自覚に達する。この考え方はルネサンスのヒューマンイズム (humanism) の人間観であつて、人間は最高の神の被造者であつて、教育によって、また自主的修練により最高度まで

自己を發展せしめることのできる神的存在者であるということが出来る。^⑪

① Jaeger, Paideia I, p. 107.

② Gorgias, 483e.

③ Protagoras, 322b~323b.

よい市民とは国家にとって有益なる人をいうのである。国家はそういう市民を教育する組織体であって、それがまた人々を有徳にし、幸福にするものである。そのことが人道的(ἀνθρωπεύω)である。善良(ἀγαθός)と有徳(ἀρετή)と有益(χρήσιμος)とはすべて同一の市民の追求すべき徳であって、かくして人道的であり得る。

④ Natorp, Sozialpädagogik, ss. 33~34.

⑤ Op, Cit., s. 177.

Natorp, Sozial Idealismus; Neue Richtlinien sozialer Erziehung s. 112.

⑥ Nomoi, 676a. τὴν τῶν πόλεων ἐπίδοσιν εἰς εἰρήνην μεταβαίουσιν
Apelt, Platons Gesetz, s. 229.

⑦ Op, Cit. s. 237.

⑧ Protagoras, 70e~71a.

Politeia, 168c~169a.

Politicus, 327b.

Nomoi, 406d~407a.

⑨ Tayler, Platon und Socrates, s. 100ff. Würdigung der Staatstätigkeit, ss. 123~124.

⑩ Bradley, Statement of Hegelianism in Ethical Studies. p. 24. pp. 62~63.

⑪ Natorp, Sozial Idealismus, Neue Richtlinien sozialer Erziehung, s. 112.

⑫ Hegel, Vernunft in der Geschichte, s. 51, 100.

⑬ Op. Cit., s. 90.

⑭ Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts § 257.

⑮ // Enzyklopädie, § 535.

⑯ Ditto.

⑰ Hegel, Vernunft in der Geschichte, s. 123

⑱ Ditto.

- ①⁹ Ibid, s. 90.
 ②⁰ Ibid, s. 99.
 ③¹ Ibid, s. 89.
 ④² Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. § 352.
 ⑤³ Ibid, § 342.
 ⑥⁴ Hegel, Enzyklopädie, § 550.
 ⑦⁵ // , Grundlinien der Philosophie des Rechts. s. 151.
 ⑧⁶ Hegel, Vernunft in der Geschichte, s. 71ff.
 ⑨⁷ // , Enzyklopädie, § 551.
 // , Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 344.
 ⑩⁸ // , Vernunft in der Geschichte, s. 75.
 ⑪⁹ Nowikowa, Einheitliche Pädagogische Forderungen an die Schüler, Beiträge zur sozialischen Erziehung in der Schule, s. 18ff.
 ⑫⁰ Dewey, Democracy and Education, p. 383.
 ⑬¹ Pico della Millandra, Oratio, De dignate hominis, 1486.

(三) 民主主義教育の反省

今日世界各国の民主主義の状態を見るに、果してこのようであってよいのであろうか。プラトンは彼の時代のアテネの民主主義について次のごとくにのべている。アテネの今日の民主政治は真の民主主義ではなく、演劇政治 (θεατροκρατία) である。しかも、それは愚民 (πολλοί) の煽動好み (θauμασός ἐραστής)^① によるものである。アテネの宿敵であったペルシアにおいては誰も支配する方法を (ἡ ὁδός ἀρχεῖν) 知らなかったので悪逆無道の暴政が行われたのであるが、アテネにおいては、支配する方法のみならず、誰も服従する方法 (ἡ ὁδός πειθαρχεῖν) を知らない^②ので、国家は修羅の巷と化している。

勿論、政治 (ἀρχεῖν) には二つの要素が必要である。政治をする者の権威 (τὸ κύρος) とともに、人民の自由 (ἐλευθερία) がなければならない。権威とは正当なる権力 (ἐξουσία) であって、不正当な暴力 (ἄβρις) であってはならない。また真の自由とは、決して無政府的・無法的 (ἀναρχος) なるものでは

なく、不合理な拘束 (ἀνομος) よりの解放 (ἀπορρησίς) でなければならない。^③

国家の主権者は王 (βασιλεύς) ではなく、それは法の権威 (ῥέμενότης νόμου) でなければならない。^④ 主権者は個人であってはならず、また或階級であってもならない。それは公平なる法でなければならないのである。^⑤ 統治者 (ἀρχός) も被治者 (πολίτης) 生れ (γένος) や富 (πολυφορία) に関係なく、法に対して全面的服従をして、法の実現に協力しなければならない。欲望 (ἐπιθυμία) をもった人間は操人形のごとくに種々の方向に引かれるが、黄金の綱は人々を徳義の方に牽引する。この黄金の綱が法律である。立法家は徳義 (ἀρετή) と法律 (νόμοι) をよく調和せしめることのできる者でなければならない。^⑥ 法を通じて徳義が実現する。立法家は法律制定者であるとともに、国民の教育者である。また法律は国民教育の手段として最も重要な役割を果たしている。それ故に、立法家 (νομοθέτης) は最も有徳で識見に富んだ達練の人でなければならない。^⑦ そのうちでも特に教育を担当する文部大臣は、国民の徳性に最も重大なる関係があるので、最も有徳で、最も卓越した学識経験のある人物が、法律守護官 (νομοφύλακας) のうちから選ばれた。文部大臣は国民教育の首長であるから、^⑧ 国家において最も重要な職責を有するので、首相の地位におかれていた。また司法官 (δικαστής) も裁判を通じてその判決によって国民を教育するものとして徳の高い善良で有識の人物を、優秀なる行政官のうちから選ばれたのである。^⑨ これによって、プラトンがいかに国民教育と人間の人格の育成についての国家の任務と使命について思慮していたかがうかがわれる。^⑩

しかるに民主主義は公務員 (φύλακας) を投票によって選び出すのであるが、貴族主義 (能力主義) (ἀριστοκρατία) は平等に人間の能力的テストによって選び出すのである。何人も長い特殊な訓練がなければその地位を占めることができない。^⑪ これが貴族主義の真の意味であって、貴族は世襲ではなく、能力主義によってその地位につくのである。^⑫

公務員は自己の素質と訓練によって修得した卓越した能力 (εὐφυής) をもって公務に専念する。それ故に、この目的に添わないような仕事即ち自己の能力に適合しない仕事には従事しない。^⑬ そのことは公務に忠実なる所以でありまた神の意図に添う所以でもあるからである。

プラトンにおいては、民主主義とは無能なる者が有能なる者に対して嫉妬し、多数の無能者をもって少数の有能なるものを征服し(νικᾶν)殺戮し(ἀποκτείνειν)追放し(ἐλαύειν)、そしてすべての人々に自由と権力の平等な分配(διανομή)¹⁴を与えんとするものである。

民主主義は、国家統治という最高にして最も知恵を要する地位に就く最賢の人を選ぶのに、全く教育によって準備されていない人々のうちから、人気・好悪・個人的利害のみによるもので、最も鉄面皮な阿諛者(κόγιαξ)¹⁵が統治者(ἄρχων)となり、最高の権力を得ようになる。統治者の選定は、人気(χάρις)や家柄(εὐγενής)によるべきではなく、人格(φύσις)・識見(φρόνησις)・有徳(ἀρετή)¹⁶によらなければならない。最良なるものの統治(ἀριστοκρατία)¹⁷によって、国家が有徳になり国民はよく教育されることができ。統治者は国民の教育者であるから、国民の精神についてよく配慮のできる(ἐπιμέλεια τῆς ψυχῆς)¹⁸ものでなければならない。テミストクレス(Themistocles)ペリクレス(Pericles)のごとき大政治家も哲人の政治家(σοφοί)ではなかった。彼等の成功は真の臆見(εὐδοξία)によるもので、教育や訓練によるものではなく、一種の不合理なる神がかり(θεία μοίρα ἄνευ νοῦ)¹⁹によるものである。彼等は国民の魂の健康を保持するように配慮することができなかつた。これをなすことのできるのは哲人政治家のみである。哲人が国王になるか、国王が哲人になるのしなければ、国家は悪から解放されないのである。哲人王(βασιλεύς-φιλόσοφος)²¹こそ最も偉大なる国民の教育者であり、教育国家の建設者である。

① Politeia, 694a.~701d.

② Ibid, 573c.

③ Ibid, 715e~718a.

④ Nomoi, 715e.

⑤ Ibid, 713e.

⑥ Ibid, 711c.~712a.

⑦ Ibid, 715d.

Bosanquet, Philosophical theory of the state. p. 205ff.

⑧ Politeia, 765d.~766b.

- ⑨ Ibid, 433a, 499d.
Nettleship, Lectures on the Republic of Plato. p. 68.
- ⑩ Bhandari, Studies in Plato and Aristotle, p. 45.
Taylor, The man and his work. p. 271.
- ⑪ Gorgias 514c.~515a.
- ⑫ 現在民主主義国家において行われているような民主主義ではなく、プラトンの民主主義は貴族的・能力的民主主義である。指名された各党派のもち出す候補者のうちから、すなわち多数の凡夫のうちより誰かを好悪によって選ぶようなものではない。貴族主義においては能力ある者が選ばれるのである。能力ある者は生れつきのよき素質のうえに、更に長い訓練を受けているから、公務の遂行が十全になされる。単なる投票による民主主義よりも正しく合理的である。これが教育的な選び方であり、教育的民主主義である。
- ⑬ Politeia, 395a.
- ⑭ Ibid, 557a.
Δημοκρατία δὴ οἶμαι γίγνεται ὅταν οἱ πένητες νικήσαντες τοὺς μὲν αποκτείνωσι τῶν ἐτέρων, τοὺς δὲ ἐκβάλωσι τοῖς δὲ λοιποῖς ἐξ ἴσον μεταδῶσι πολιτείας τε καὶ ἀρχῶν.
- ⑮ Ibid, 565a.
- ⑯ Ibid, 425de.
- ⑰ Ibid, 499b.
- ⑱ Sinclair, Greek Political Thought. pp. 154. 157.
- ⑲ Politeia. 376c.
- ⑳ Gorgias, 99b.
Taylor, Plato, the man and his work, p. 143.
- ㉑ Gorgias, 98a.
Ritter, Platon, pp. 391~409
Nettleship, Plato's conception of goodness and the good, pp. 238~244.